

労働者派遣事業に係る情報提供資料

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の保護等に関する法律台第 23 条第 5 項の規定に基づき、以下の通り事業所の情報を提供します。

対象期間 令和 5 年 4 月 1 から令和 6 年 3 月 31 日まで
事業所の名称 株式会社日昇工業
事業所の所在地 和歌山県和歌山市雑賀崎 2007-1

①派遣労働者の数	2名
②労働者派遣の役務の提供を受けた(派遣先)の数	1社
③労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	¥15,991
④派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたりの額)	¥11,794
⑤マージン率※	26.2%
⑥教育訓練に関する事項	ビジネスマナー研修、ビジネススキル訓練、 テクニカルスキル訓練、キャリア研修
⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項	福利厚生:定期健康診断 慶弔休暇制度有
⑧キャリアコンサルティング窓口	濱田 憲隆 073-499-7087

※派遣料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該派遣料金の平均額で除して得た場合

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か 締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期 令和 7 年 3 月 31 日